

最高裁秘書第5402号

令和元年11月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

10月16日付け（同月18日受付，第014357号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年（2019年）9月19日付け「鳴門市競艇従事員共済会への補助金
違法支出損害賠償等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

鳴門市競艇従事員共済会への補助金違法支出損害賠償等請求事件について

事案の概要

競艇事業を運営している鳴門市は、鳴門競艇従事員共済会から鳴門競艇臨時従事員に支給される離職せん別金に充てるため、共済会に対し、補助金を交付していた。本件(平成29年(行ヒ)第423号事件)は、鳴門市が平成22年7月に共済会に対して本件補助金を交付したことが違法な財務会計上の行為であるなどとして、鳴門市の住民である被上告人らが、上告人市長を相手に、当時の市長の職に在った者に対して損害賠償請求をすることを求めるとともに、競艇事業の管理者である上告人企業局長を相手に、当時の企業局長及び企業局次長の各職に在った者らに対して損害賠償請求をすること等を求める住民訴訟である。

※ 平成29年(行ヒ)第424号事件は、被上告人らが、平成23年11月から同24年6月にかけて共済会に対して補助金を交付したことが違法であるとして、第423号事件と同様の請求をする住民訴訟である。なお、被上告人らは、第424号事件において、当時の企業局次長の職に在った者に対して損害賠償請求をすることを求める請求はしていない。

原判決及び争点

◇ 原判決は、当時の市長は、違法な本件補助金の交付を予算に計上しないようにする職務上の義務を負い、当時の企業局長及び企業局次長は、違法な本件補助金の支出を回避すべき職務上の義務を負うなどと判断して、当時の市長、企業局長及び企業局次長の各職に在った者らに対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求める請求を、いずれも認容した。

※ 原判決は、最高裁平成25年(行ヒ)第533号同28年7月15日第二小法廷判決による差戻し後の第2次控訴審判決である。なお、最高裁第二小法廷判決は、臨時従事員に離職せん別金を支給する旨を定めた条例の規定はなく、本件補助金の交付は給与条例主義を潜脱する違法なものであるとして、原告らの請求を棄却した第1次控訴審判決を破棄して、原審に差し戻した。

◇ 最高裁(第2次上告審)における争点は、①当時の市長の職に在った者は、予算を調製したことを理由として、不法行為に基づく損害賠償責任を負うか否か、②当時の企業局長の職に在った者は、本件補助金の交付決定につき、不法行為に基づく損害賠償責任を負うか否か、③当時の企業局次長の職に在った者は、本件補助金の交付決定に関与したことにつき、不法行為に基づく損害賠償責任を負うか否かである。